

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生企第648号

令和5年7月31日

少年警察活動における当面の重点について（通達）

見出しのことについて、警察庁から、別添のとおり「少年警察活動における当面の重点について（通達）」（令和5年7月5日付け警察庁丁人少発第826号）が示された。

各警察署にあっては、同通達の趣旨を踏まえ、少年の非行防止活動を引き続き推進しつつ、少年の保護のための活動により重点を置いた少年警察活動を推進されたい。

※ 警察庁通達「少年警察活動における当面の重点について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。